

# 「両立支援等助成金」の 申請期限が変わりました！

支給申請期間が、支給要件を満たしてから2ヶ月になりました。

**平成26年4月1日以降**に支給要件を満たした事業主については、支給申請期間は支給要件を満たしてから**2ヶ月**となりました。

< 経過措置 >

平成26年3月31日までに支給要件を満たした事業主については、経過措置として従前通りの支給要件を満たしてから3ヶ月まで申請を受け付けます。

## 平成26年度 両立支援等助成金

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

子育て期短時間勤務支援助成金

中小企業両立支援助成金

・代替要員確保コース

・休業中能力アップコース(経過措置)

・継続就業支援コース(経過措置)

・期間雇用者継続就業支援コース

ポジティブ・アクション能力アップ助成金(新規)

< お問い合わせ >

長崎労働局雇用均等室

TEL 095-801-0050

FAX 095-801-0051